

北海道告示第 10930 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があった。

その届出に係る指定漁船調書は、漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、令和 4 年 7 月 1 日から 15 日間、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 1 日

北海道知事 鈴木 直道

発起人の住所及び氏名		加入区名	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項 の申出をする漁業協同組合の名称
茅部郡森町字石倉町 220 番地	東谷 輝明	森加入区	森漁業協同組合
茅部郡森町字本茅部町 21 番地 1	高田 元	同	同
二海郡八雲町内浦町 107 番地の 28	川村 美巳	八雲加入区	八雲町漁業協同組合
二海郡八雲町山越 162 番地の 1	森 博志	同	同